

**神戸市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画の検討状況について****1. 概要****(1) 現状**

- ・感染症の予防については、新型コロナウイルス感染症の発生前から、感染症法の規定に基づき、国は「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下、「基本指針」という）」を策定し、都道府県は基本指針に即して、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下、「感染症予防計画」という）」を策定している。

**(2) 感染症法の改正による見直し**

- ・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、令和4年12月に公布された改正感染症法により、次の新興感染症の発生およびまん延に備えるため、以下のことが義務付けられた（令和6年4月1日施行）。

**① 国**

基本指針について、移送の体制や宿泊施設の確保、外出自粛対象者の療養生活の環境整備等の記載事項を充実する。

**② 都道府県**

都道府県が策定する感染症予防計画について、基本指針と同様に記載事項を充実するとともに、都道府県内の確保病床数等の医療提供体制や保健所体制に関する数値目標を新たに設定する。

※確保病床数等の医療提供体制に関する数値目標は、医療計画との整合性を図りつつ医療全体への影響を勘案して設定することが必要であり、都道府県が保健所設置市の圏域を含めて設定することとされており、保健所設置市で設定することとはなっていない。

**③ 保健所設置市**

地域の実情に応じて主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があることから、都道府県が策定する感染症予防計画に即して、保健所設置市においても新たに感染症予防計画を策定し、検査体制や保健所体制に関する数値目標を設定する。

**2. 神戸市感染症予防計画の策定****(1) 都道府県連携協議会**

- ・都道府県と保健所設置市との間で平時から関係機関が連携できる体制を構築するため、改正感染症法により、都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする都道府県連携協議会を都道府県に設置することとされた。

- ・兵庫県感染症対策連携協議会には、外部人材として感染症指定医療機関や学識者、医師会や福祉施設等の幅広い関係団体が参画している。これまでに協議会が1回、その下部組織である予防計画部会が3回開催され、兵庫県及び保健所設置市の感染症予防計画案に関して協議されている。協議会での協議を踏まえて、市が感染症予防計画を策定する。

## (2) 神戸市感染症予防計画の方向性

- ・令和6年4月から6年間の神戸市における感染症対策の方向性を示すものとするが、基本指針及び兵庫県予防計画の改訂、感染症を取り巻く状況の変化等、必要があると認めるときは、速やかに改訂する。
- ・感染症予防計画の記載項目は改正感染症法で定められており、国の基本指針に準じた構成となっている。
- ・市内の医療や福祉の関係団体等の意見を伺い、下記の方向で検討している。

### **感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策**

- ・平時の感染症の発生予防対策は、感染症発生動向調査結果及び感染症神戸モデルに基づき実施されるべきものであり、一類から五類までの感染症及び新興感染症の情報収集、解析・評価や情報提供が、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で実施されることが不可欠であり、国際化の進展に対応して、より一層、調査内容を充実させる必要がある。
- ・感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、患者等の人権を尊重し、迅速かつ的確に対応することが重要である。  
 ※感染症神戸モデル…平時から保健所が学校園、社会福祉施設、医療機関とネットワークを構築し、感染症発生を早期探知する神戸市独自の地域連携システム。

### **病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上**

- ・感染症対策において、病原体等の検査の実施体制や検査能力を十分に有することは、科学的根拠に基づく的確な感染症対策の展開や感染の拡大防止の観点並びに行動制限を最小に抑える等の人権の尊重の観点から極めて重要である。
- ・健康科学研究所をはじめとする関係機関における病原体検査体制等を整備し、管理することが重要である。健康科学研究所は、感染症指定医療機関等のみならず、一般の医療機関及び民間の検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施する。

#### **【数値目標】 検査体制（民間検査機関等の目標値の設定は任意）**

- ・流行初期は、新興感染症に対応した新たな試薬の普及や検出方法への対応に一定時間を要するため、健康科学研究所を中心に対応する。
- ・流行初期以降は、試薬や検出方法の普及が進むと見込まれることから、民間検査機関、医療機関への委託を中心に対応する。健康科学研究所では、変異株等の動向を迅速に把握するため、流行初期に整えた PCR 検査体制を維持するとともに、民間検査機関等でも実施が困難な変異株 PCR 検査及びゲノム解析を主に担う。

	流行初期の目標値 (発生公表後 1か月以内)	流行初期以降の目標値 (発生公表後 6か月以内)	【参考】 新型コロナ対応 (発生後9ヶ月)
検査の実施能力	250件/日	550件/日	442件/日
健康科学研究所	250件/日	250件/日	142件/日
民間検査機関等	—	300件/日	300件/日
健康科学研究所の 検査機器の数	4台	4台	4台

※対応する感染症は、新興感染症を想定。

※検査の対象は、有症状者及び濃厚接触者を想定。

※検査の種類は、核酸検出検査（PCR検査等）を想定。

※医療機関における検査の実施能力については、都道府県の感染症予防計画で設定。

#### 感染症の患者の移送のための体制の確保

- ・保健所が入院を勧告した患者等の医療機関への移送については、市が行う業務とされているが、その体制の確保に当たっては、保健所のみでは対応が困難な場合において、関係部局における役割分担や、警察及び神戸検疫所との連携、民間事業者等への業務委託等を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応では夜間に搬送困難事例が多く発生し、民間の患者移送業者を活用した経験を踏まえ、今後も有効な搬送体制の整備を検討する。

#### 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- ・市は、外出自粛対象者については、体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備する。
- ・市は、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になる方もおられることから、当該対象者について必要に応じて物資の支援を行う。
- ・外出自粛対象者が社会福祉施設等において過ごす場合は、施設において感染予防等の対策が講じられた環境が整備されるよう、市が助言・指導を行う。

#### 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- ・現在、感染者が減少している感染症においては、国内に知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新感染症に対応できる知見を有する人材が必要となっていることを踏まえ、市は、感染症に関する幅広い知識や研究成果について、保健・医療現場に普及させる役割を担うことができる人材の養成・確保を行う。

#### 【数値目標】 研修・訓練

	目標値
保健所の感染症有事体制に構成される人員を対象とした研修・訓練の回数	4回/年

※感染症有事体制に構成される人員を対象に、全員が年1回受講するよう研修・訓練を年に4回実施し、うち1回は実践型の訓練を実施する。

### 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- ・市は、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においては保健所職員の配置・業務分担の変更や、応援職員・外部人材の活用等により、速やかに体制を切り替える。
- ・実施に必要な設備や物資等をあらかじめ整備・備蓄する。

### 【数値目標】保健所の感染症有事体制の確保人員

	目標値	【参考】 新型コロナ対応 (第6波)
①流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 (感染症に対応する保健所職員と応援職員の合計人数)	660人	600人
②即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)	40人	10人

※「①流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数」の「【参考】新型コロナ対応」欄に記載している人数は正規職員のみで、実際はこれに加え外部人材(委託、人材派遣)326人も正規職員とともに対応した。新興感染症対応においても、必要に応じて早期の業務委託や人材派遣の導入を検討する。

※「②即応可能なIHEAT要員の確保数」の「【参考】新型コロナ対応」欄に記載している人数は、新型コロナウイルス感染症で対応した神戸市感染症対策アドバイザーの人数。

※IHEAT…健康危機発生時において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。IHEAT要員はIHEATに登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職。

※神戸市感染症対策アドバイザー…神戸市独自の登録制度に登録している感染症対策に関わる基礎的な知識や技術を有する看護職等の有資格者。

### 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策

- ・市は、緊急時においては、国、県への報告等を確実にを行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合に緊急と認める場合にあっては、国、県との緊密な連携を図る。一類感染症等の患者が発生した場合には、市は、必要に応じて国、県に対し、感染症の専門家等の派遣を要請する。

\*以下の項目は、保健所設置市の感染症予防計画では任意項目とされているが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症に対して万全の体制を整えるため、神戸市では定めることとする。

#### 感染症対策の基本的な方向

- ・感染症対策は、国内外における感染症の発生情報を正確に把握し、市民及び医療関係者への公表を適切に実施するための体制を整備し、基本指針、予防計画等に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政を推進していく。

#### 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

- ・感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進される必要があり、感染症及び病原体等に関する調査・研究は、感染症対策の基本となるべきものである。
- ・市における感染症及び病原体等の情報の収集・調査・研究については、健康科学研究所及び保健所が、計画的に取り組む。

#### 宿泊療養施設の確保

- ・新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することも想定される。市は、新型コロナウイルス対応では、病床の逼迫を防ぐため、全国でもいち早く宿泊療養施設を設置（全国で2番目）した経験を踏まえ、今後も外出自粛対象者の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や、感染力その他当該感染症の発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊療養施設の体制を整備できるよう、平時から計画的な準備を行う。
- ・宿泊療養施設の対象者は市民及び市滞在者として設置・運営するが、兵庫県と情報交換を密に行うとともに、感染の状況により相互に宿泊療養施設の入所調整を行う。

#### 【数値目標】 宿泊療養施設

	流行初期の目標値 (発生公表後 1か月以内)	流行初期以降の目標値 (発生公表後 6か月以内)	【参考】 新型コロナ対応 (最大値)
宿泊療養施設 確保居室数	160室	760室	760室

※対応する感染症は、新興感染症を想定。

#### 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

- ・新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、患者等の人権に最大限に尊重し、感染症の発生動向に関する適切な情報の提供、感染症とその予防に関する正しい知識の普及啓発、風評被害対策等を早期に実施する。

### (3) スケジュール

- |         |  |
|---------|--|
| 令和5年12月 | 第2回兵庫県感染症対策連携協議会（計画素案の議論）                                  |
| 令和6年1月～ | パブリックコメント（県と同じタイミングを予定）                                    |
| 令和6年3月  | 第3回兵庫県感染症対策連携協議会（計画最終案の議論）<br>上記協議会での議論を踏まえ、神戸市が感染症予防計画を決定 |
| 令和6年4月  | 感染症予防計画の計画期間開始   |
| 令和6年度   | 健康危機対処計画を策定<br>(感染症予防計画を踏まえた、より詳細な実施計画)                    |